

尾道市総合計画 基本計画

第2章

魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

政策目標3 心豊かな人材を育むまち

政策分野1 歴史・文化・芸術

施策目標1 歴史・文化・芸術が継承され、活かされている …… 54

政策分野2 学校教育

施策目標1 夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている …… 56

施策目標2 学校施設が整備されている …… 60

政策分野3 生涯学習

施策目標1 いつでも学べる環境が整っている …… 62

施策目標2 学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している …… 64

施策目標3 スポーツを楽しんでいる …… 66

政策目標4 人と地域が支え合うまち

政策分野1 協働

施策目標1 協働のまちづくりの意識が定着している …… 68

施策目標2 地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている …… 70

政策分野2 人権

施策目標1 人権が尊重されている …… 72

施策目標2 男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している …… 74

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **1**
歴史・文化
・芸術

施策
目標 **1**

**歴史・文化・芸術が継承され、
活かされている**

現状と課題

本市では、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げる中、優れた芸術・文化を生み出し継承してきました。こうした取組が認められ、2年連続で日本遺産^{※1}に認定されており、さらに新たな認定に向けての取組も進めています。今後も地域固有の歴史・文化を継承していくためには、文化活動の継承や文化財等の保存・活用に加え、市民の芸術・文化活動をさらに充実させるための環境づくりが求められています。

文化活動の継承にあたっては、例えば、市技である囲碁の普及・発展を図る囲碁のまちづくり事業のように、それぞれの文化の魅力を高める活動を充実させることが求められています。

また、浄土寺多宝塔や向上寺三重塔など4件の国宝、54件の重要文化財、33件の登録文化財等、数多くの文化財を計画的に保存・活用するとともに、日本遺産に認定されたことを活かし、文化財愛護精神の育成に努めることが求められています。

芸術・文化の振興を図るための主体的な市民活動を支援するとともに、誰もが芸術・文化活動に参加できるよう、尾道市美術館ネットワーク^{※2}を活用した鑑賞機会の提供など市民が芸術・文化に触れ親しむ機会の創出が求められています。

また、既存の取組を発展させた瀬戸内海を舞台とした芸術・文化活動の推進や、鑑賞の場となる施設の維持・更新等の整備が必要となります。

基本方針

- 芸術・文化活動の充実を図るため、芸術・文化に触れる機会の創出や主体的に活動できる環境づくりを推進します。
- 全国に誇れる囲碁のまちとしての魅力を高めるため、市技「囲碁」の普及活動を推進します。
- 市民が芸術・文化活動に参加する意識を醸成するため、文化財の愛護精神等の育成、歴史文化資源の継承を促進します。
- 市民や観光客等に充実した鑑賞機会を提供するため、市内美術館、博物館等との連携強化を図ります。

施策

施策目標 **歴史・文化・芸術が継承され、活かされている**

目標達成のための施策

<p>① 歴史・文化資源の継承</p>	<p>市民やまちづくりに取り組む団体等と連携しながら、市内に残る歴史・文化資源の継承を促進します。</p> <p>尾道市囲碁のまちづくり推進協議会運営支援事業</p> <p>『囲碁のまち尾道』の全国発信と、囲碁人口の増加による囲碁文化の向上を図るため、囲碁の各種大会の実施と普及活動に取り組む尾道市囲碁のまちづくり推進協議会の運営を支援し、「囲碁」によるまちづくりを推進します。</p> <p>◆文化遺産を活かした地域活性化事業 など</p> 
<p>② 文化財愛護精神の育成</p>	<p>市内に多く存在する寺社等、文化財の保存・活用をしながら、文化財を愛護する精神を育成します。</p> <p>国宝・重要文化財保存事業</p> <p>日本遺産のストーリーを構成し、市民の誇りである国宝や重要文化財を未来に残すため、適切に保護、保存するとともに、特別公開や講演会を実施するなど、有効に活用することにより、市民の文化財保護意識の一層の高揚を図ります。</p> <p>◆市史編さん事業 ◆日本遺産推進事業（再掲） など</p> 
<p>③ 芸術・文化活動の充実</p>	<p>市民の音楽、絵画、舞踊等の芸術・文化活動、子どもの芸術・文化体験の充実を図ります。</p> <p>◆市民音楽芸能祭開催事業 ◆（仮称）尾道芸術祭 など ◆市内美術館連携強化事業</p>
<p>④ 芸術・文化施設の整備</p>	<p>多様化する芸術・文化施設に関するニーズに対応するため、市内の既存施設を維持するとともに、有効に活用します。また、新たな施設の整備については、既存施設の状況や、市民の意見を踏まえて必要性を検討します。</p> <p>◆しまなみ交流館整備事業 ◆瀬戸田市民会館整備事業 など</p>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
25	本因坊秀策囲碁まつり参加者数	559人	600人
26	登録文化財数	33件	40件
27	市立美術館入館者数	29,672人 (平成27年度)	32,000人
28	公演入場率(1公演平均)	60.5% (平成27年度)	80.0%

※1 日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。
 ※2 尾道市美術館ネットワーク：尾道市内の6つの美術館が連携し、充実した鑑賞機会の提供と情報の共有化や発信に努めることを目的として設立した組織。

政策
目標 3心豊かな
人材を育む
まち政策
分野 2

学校教育

施策
目標 1夢と志を抱き、グローバル社会
を生き抜く人材が育っている

現状と課題

社会・経済のグローバル^{※1}化の進展等によって、子どもを取り巻く環境が変化する中、本市では、就学前教育から高等教育まで、誰もが教育を受けることができる環境づくりを進めています。小・中学校におけるALT^{※2}を活用した英語教育や尾道市立大学における国際交流や留学生との交流を通じた人材育成など、グローバル社会に適応できる資質・能力を持つ子どもの育成に向けた一層の取組が求められています。

本市においては、平成22年（2010年）に策定した「尾道つくしプラン^{※3}」のもと、就学前教育と学校教育との円滑な接続による「尾道15年教育^{※4}」を進めるとともに、平成26年（2014年）に「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」を施策の柱とした「尾道教育みらいプラン^{※5}」を策定し、「確かな学力」の向上、「豊かな心」の育成、「健やかな体」の育成、「信頼される学校づくり」に取り組んでいますが、各種学力調査の結果にみられる学力の問題や、児童生徒の不登校・問題行動が課題となっています。

今後、学校教育を通じて、尾道への郷土愛を醸成し、将来自立して、社会に貢献できる人材を育成していくために、知・徳・体のバランスのとれた教育活動及び生徒指導をより一層充実させる取組が必要とされています。また、ICT^{※6}を活用した学習活動や国際交流活動を推進するなど、今日的課題に即した効果的かつバランスのとれた質の高い事業の展開が求められています。

さらに、学校の自主性・自律性を確立し、地域に開かれ地域とともにある信頼される学校づくりを実現していく必要があります。教育環境を充実させるため、児童生徒数の増減などを注視しながら、学校及び就学前教育施設の適正配置の検討や、創意工夫のある教育活動への支援が求められています。

基本方針

- グローバル社会に適応した子どもを育成するため、「確かな学力」の向上、「豊かな心」の育成、「健やかな体」の育成を促進します。
- 学校の自主性・自律性を確立し、充実した教育環境の確保を図るため、地域に開かれ地域とともにある信頼される学校づくりを推進します。

施策

施策目標 夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている



本市の子どもたちの教育を就学前も含めた「尾道 15 年教育」として進める中、小・中学校教育については、「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」を目標とする「尾道教育みらいプラン 2」に基づいて、特色ある各種事業を展開します。

尾道の豊かな伝統・文化などを活かした効果的で質の高い教育活動を実施することで、郷土を愛する心とグローバル社会に対応できる資質を持ち、社会に貢献できる「尾道の子どもたち」を育成します。

目標達成のための施策

<p>① 「確かな学力」の向上</p>	<p>グローバル社会に適応できる力をつけるため、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力を育成するとともに学びに向かう力や人間性の涵養※7を図ります。また、子ども達に育成すべき資質・能力を総合的に育むため、主体的・対話的な学び（「アクティブ・ラーニング※8」の視点）を実現する授業改善を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 尾道版『学びの変革』推進事業 ◆ 特別支援教育推進事業 ◆ 国際交流推進事業（再掲） など
<p>② 「豊かな心」の育成</p>	<p>郷土を愛し、地域に貢献しようとする態度や、自己肯定感・自己指導能力を向上させるため、「ふるさと学習」や「地域貢献活動」を推進します。また、道徳教育の充実を図り、生命尊重、豊かな心、伝統・文化の尊重、郷土愛などを育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ふるさと学習推進事業 など
<p>③ 「健やかな体」の育成</p>	<p>体力・運動能力の向上に取り組むことを通して、生涯を通じて健康・安全・活力ある生活を送ろうとする意識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食育※9・健康教育を充実する取組 など
<p>④ 信頼される学校づくり</p>	<p>教職員の資質・能力の向上を図り、教育環境の充実を推進します。また、主体的で創意工夫のある教育活動の展開を図り、地域に開かれ地域とともにある学校づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校評価、カリキュラム・マネジメント※10の充実を図る取組 など

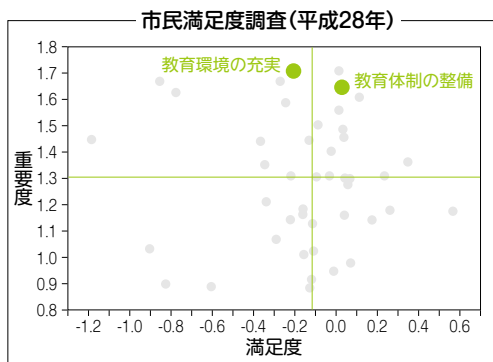
※1 グローバル：人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。
 ※2 ALT：Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。
 ※3 尾道つくしプラン：尾道 15 年教育の中での生活や学びの連続性を踏まえた就学前教育の部分。
 ※4 尾道 15 年教育：0 歳から 15 歳までの子どもを対象として、就学前教育から学校教育へ滑らかに接続していく教育計画。
 ※5 尾道教育みらいプラン：「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」、「信頼される学校づくり」の 4 つの基本方針による学校教育に関するプラン。
 ※6 ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
 ※7 人間性の涵養：水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくり人間性を養い育てること。
 ※8 アクティブ・ラーニング：教員が講義形式で一方向的に教えるのではなく、学生たちが主体的に、仲間と協力しながら課題を解決するような指導・学習方法の総称。
 ※9 食育：心身の健康の基本となる、食生活に関する様々な教育。
 ※10 カリキュラム・マネジメント：学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。また、そのための条件づくりや整備。

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
29	①広島県「基礎・基本」定着状況調査（小5・中2） 通過率※1の県平均と本市との差 ②全国学力・学習状況調査（小6・中3）正答率 の県平均と本市との差	①小学校 +2.2% 中学校 +0.4% ②小学校 -1.0% 中学校 -1.7%	小学校 +5.0% 中学校 +5.0%
30	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問 紙（小5・中2）における「外国人と積極的にコミュ ニケーションを取りたい」と答える児童生徒の割 合	小学校 64.1% 中学校 55.5%	小学校 80.0% 中学校 80.0%
31	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問 紙（小5・中2）における「自分の住んでいる地 域が好き」と答える児童生徒の割合	小学校 87.9% 中学校 81.1%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
32	体力・運動能力調査の全国平均以上の種目数	小学校 男 7/8 女 5/8 中学校 男 2/9 女 2/9	全種目で 全国平均以上
33	不登校児童・生徒の割合	小学校 0.7% 中学校 3.1% (平成28年3月末)	小学校 0.4% 以下 中学校 2.5% 以下
34	信頼される学校づくりが進んでいると感じる保護 者の割合	未計測	80.0%

市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、「教育環境の充実」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。また、「教育体制の整備」は、重要度が高くなっています。





台湾の小学校との国際交流



中学校リーダー研修会

※1 通過率：学力調査の設問の回答が「正答」または「準正答」であった児童・生徒の割合。

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **2**
学校教育

施策
目標 **2** 学校施設が整備されている

現状と課題

学校施設は、児童生徒などが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、生きる力を育むための教育環境として重要となっています。また、災害時には地域住民の応急避難場所としての機能も有しており、その安全性の確保は極めて重要です。このため、構造体・非構造部材等の耐震対策や老朽化が進んでいる学校施設の安全面・衛生面・機能面などに配慮した改修を実施するなど、快適な教育環境の確保に努めています。

しかしながら、建築後 25 年を経過した建物の面積は約 75% を占めており、不具合による早期の改修を必要とする施設も多く、また、学校トイレなどについては、家庭や他の公共施設と比べて整備が遅れている状況にあります。

今後も引き続き、耐震性がない建物の耐震化、屋内運動場の非構造部材等の耐震対策、老朽化が進んだ建物の老朽対策とともに、トイレの洋式化など時代のニーズに対応した施設整備が必要です。

学校給食施設は、学校統合等に併せて新たに単独調理場を整備するなど、施設整備に努めていますが、老朽化も進んだ施設も多い状況にあります。学校給食衛生基準では、衛生管理面で優れる調理場のドライシステム^{※1}の導入又はドライ運用が求められる中、単独給食調理場 16 施設、共同調理場 4 施設のドライシステム化率は 30% であり、引き続き老朽化対策やドライシステム化等の整備が必要です。

また、大学施設においては、老朽化に伴う計画的改修が必要です。就学前教育施設においても、教育と保育を一体的に行う施設である認定こども園^{※2}の整備などが必要です。

基本方針

- 幼稚園児、児童・生徒等の安全・安心で快適な教育環境を確保するため、引き続き学校施設の耐震化、老朽化した学校施設の大規模改修・長寿命化改修・トイレ洋式化・学校給食施設のドライシステム化改修など、施設整備を推進します。



向東認定こども園 完成イメージ

施策

施策目標 学校施設が整備されている

目標達成のための施策

① 学校施設の整備	<p>学校施設の耐震化とともに、老朽化した学校施設を大規模改修するなど、施設整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小・中学校等耐震改修事業 ◆ 小・中学校大規模改修事業 ◆ 小・中学校等トイレ改修事業 ◆ 既存施設の修繕等 ◆ 大学施設改修事業 ◆ 認定こども園整備事業 など
-----------	--

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
35	小・中学校の耐震化率※3	91.8%	100.0%
36	小・中学校トイレ洋式化率	24.4%	50.0%
37	給食施設ドライシステム化率	30.0%	45.0%



小学校耐震改修

※1 ドライシステム：給食施設などの調理場の床面を乾いた状態にする作業環境のこと。

※2 認定こども園：就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えるもので、都道府県知事の認定を受けた施設。

※3 耐震化率：耐震性があると認められた建物数を、全体の建物数で割った割合。

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **3**
生涯学習

施策
目標 **1**

いつでも学べる環境が 整っている

現状と課題

市民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送るために、生涯の「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の実現に向けた取組が、今後ますます重要となります。本市では、ライフステージ^{※1}に応じた学びの機会を充実させるため、公民館や美術館、図書館等で、多様な学習プログラムの充実や、利用拡大に向けた取組を進めており、多くの市民が参加しています。

また、尾道市立大学においても、大学施設及び知的資源を活用し、市民公開講座、発表会、講演会などを開催することにより市民交流の促進、生涯学習の充実を図るとともに、教育・研究・地域貢献を通して、まちづくりに資する人材育成に取り組んでいます。今後も、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応した各種講座や講演会等を実施していくなど、生涯学習機会の充実を図るとともに、主体的な学びの創造を目指す必要があります。

基本方針

- 市民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送るため、生涯にわたり学べる環境づくりを推進します。

施策

施策目標 **いつでも学べる環境が整っている**

目標達成のための施策

① 生涯学習の推進

市民が「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果がまちづくり・人づくりにつながる生涯学習を推進します。

- ◆ 定例主催講座・短期講座開催事業
- ◆ 公民館学習プログラムの開発・提供モデル事業 など

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
38	まちづくりをテーマとした講座受講者数	1,655 人 (平成 27 年度)	1,700 人
39	公民館自主サークル活動延べ人数	236,057 人 (平成 27 年度)	240,000 人
40	市民公開講座の受講者数	1,401 人 (平成 27 年度)	1,600 人



尾道市立大学公開講座



おのみち公民館いきいき講座

※1 ライフステージ：年齢ともなって変化する生活段階のこと。

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **3**
生涯学習

施策
目標 **2** 学校・家庭・地域の連携により
子どもたちが健やかに成長している

現状と課題

近年、子どもたちを取り巻く状況は急激に変化しており、子ども同士のいじめや不登校、人との関わりの希薄化による社会性や規範意識^{*1}の欠如など様々な問題が発生しています。

また、携帯電話、スマートフォン等の電子メディアやインターネットの普及等は、生活にもたらす恩恵が非常に大きい一方、これらを使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差(デジタル・デバイド)、ネット犯罪、情報流出などの新たな課題も指摘されています。過剰に情報が供給される社会において、子どもや青少年の心身、行動への悪影響も懸念されており、情報を正しく理解する能力(メディアリテラシー)を周知し、正しく安全な利用環境づくりを進めることが重要です。

こうした課題を解決するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、一体となって子どもたちを育む必要があります。

基本方針

- 未来を担う子どもたちの健やかな成長・発達を促すため、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域全体の教育力の向上を促進します。



家庭教育講座

施策

施策目標 学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している

目標達成のための施策

① 学校・家庭・地域の連携	<p>地域全体の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携を強化し、子どもや青少年の健全育成に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭教育支援事業 ◆ 放課後こども教室推進事業 ◆ 電子メディア対策推進事業 など
---------------	--

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
41	家庭教育講座の実施回数	45回 (平成27年度)	55回
42	教育ボランティア登録数	542人 (平成27年度)	➔
43	放課後子ども教室延べ参加児童数	33,606人 (平成27年度)	➔
44	学校、家庭、地域が協働※2して子どもたちの教育環境を整えていると感じる市民の割合	53.2%	60.0%



放課後こども教室

※1 規範意識：道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識。

※2 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **3**
生涯学習

施策
目標 **3** **スポーツを楽しんでいる**

現状と課題

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で、不可欠なものです。また、スポーツを行うことで生まれる、人と人との交流、地域と地域との交流は、地域の一体感や活力を醸成します。本市においても、健康に対する市民の関心が高まる中、生涯にわたってスポーツを楽しめる取組が求められており、幼少時代からスポーツに親しむ機会の創出によるスポーツ人口の増加、他都市とのスポーツ交流、トップアスリートの育成等の推進が必要となっています。

このことから、本市では、市民が生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう「尾道市スポーツ推進計画」を策定し、3つの視点「する」、「観る」、「支える（育てる）」に加えて、「健康」の視点にも留意しながら、多面的なスポーツ施策の展開を図っています。こうした中、年齢や性別等に関わらず、広く市民がその適性等に応じて「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」スポーツを楽しむことができる環境づくりが求められています。なお、平成31年（2019年）のラグビーワールドカップや、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック等の開催を絶好の機会と捉え、市民のスポーツへの機運を醸成する必要があります。また、本市は広島県立びんご運動公園や御調ソフトボール球場など様々なスポーツ施設を有しています。今後、スポーツ施設の整備にあたっては、スポーツ・ツーリズム^{※1}など、交流の拡大に資する視点も必要となっています。

基本方針

- 市民一人ひとりが生涯にわたって「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」スポーツを楽しむことができるよう、スポーツ環境の整備を推進します。
- 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、運動による健康づくりの充実を図ります。



施策

施策目標 スポーツを楽しんでいる

目標達成のための施策

<p>① スポーツ環境の充実</p>	<p>市民一人ひとりが気軽に生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進するとともに、競技力向上に向けた取組やスポーツを通じた交流を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校施設（旧学校施設を含む）開放事業 ◆ ニュースポーツ等の普及事業 など
<p>② 運動による健康づくりの充実</p>	<p>日常的に身体を動かす市民を増やし、生活習慣病※² 予防等に努め、健康づくりの充実を推進します。</p> <div data-bbox="518 761 1428 996" style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px;"> <p>尾道健幸スタイル事業</p> <p>本市は、30 から 50 歳代の運動習慣のない人の割合が他の年齢層より高い状況です。若い世代が健康の保持増進に関心を持ち、日常的に運動を心掛けるよう、親子での運動・スポーツを促す事業の実施、健康づくりの取組を評価するコンテストなどに取り組みます。</p> </div> <div data-bbox="518 1008 1428 1243" style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px;"> <p>幸齢ウォーキング推進事業（プラス10分てくてく運動）</p> <p>本市は、高齢化率が高く、健康寿命※³ も県平均を下回っています。生活習慣病や認知症※⁴等を予防するため、プラス10分のウォーキングを習慣化し、歩いた日数に応じて、抽選で景品を贈呈します。</p> </div>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
45	スポーツ施設延べ利用者数	1,459,033 人 (平成 27 年度)	1,500,000 人
46	スポーツ大会講習会等延べ参加者数	7,489 人 (平成 27 年度)	8,000 人
47	定期的（週1回以上）に運動・スポーツをしている市民の割合 (第二次健康おのみち中間評価時のアンケート調査結果)	男性 44.6% 女性 42.3%	男性 50.0% 女性 50.0%

※1 スポーツ・ツーリズム：プロスポーツの観戦やスポーツイベントへの参加と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

※2 生活習慣病：不健全な生活の積み重ねによって引き起こされる心臓病・脳卒中・糖尿病などの病気。食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が深い病気の総称。

※3 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。

※4 認知症：脳血管疾患、アルツハイマー病その他の原因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

政策
目標 **4**
人と地域が
支え合う
まち

政策
分野 **1**
協働

施策
目標 **1**

**協働のまちづくりの意識が
定着している**

現状と課題

地域社会の様々な課題に対応していくため、市民一人ひとりが主役となる協働^{*1}のまちづくりに取り組んできたことから、行政への市民参加や官民協働に関する市民の満足度は上昇してきています。

一方、社会環境の変化による地域課題の多様化・複雑化やまちづくり団体^{*2}の担い手不足など、協働のまちづくりの意識を定着させるにあたって、解決すべき課題も依然として多く存在しています。

このため、各種媒体を活用した効果的な市政情報の発信や、双方向のコミュニケーションによる市民活動に関する情報の共有によって、新たな課題の解決につなげていく必要があります。また、まちづくりの担い手となる人材育成や、まちづくり活動への支援などに引き続き取り組んでいく必要があります。

基本方針

- 市民への市政情報発信やまちづくりに関する情報共有の機会の充実を図ります。
- まちづくり団体等の担い手の育成を促進します。
- 自主的に課題解決に取り組む団体の活動を支援します。



チャレンジ講座

施策

施策目標 協働のまちづくりの意識が定着している

目標達成のための施策

① 市政情報発信の充実等	<p>市政情報を市民が身近に感じられるよう、広報おのみちやホームページをより読みやすくわかりやすいものとするとともに、ICTの技術革新による新たな媒体の活用も研究しながら、効果的な市政情報の発信に努めます。また、各種審議会やパブリックコメント※3等によって、市の施策決定における市民参加を推進します。</p> <p>◆ 市政情報発信充実事業 など</p>
② まちづくりの情報共有	<p>まちづくりに関する情報を共有し、市民と市とが対等な立場で課題やその解決方法を一緒に考える環境を整えます。</p> <p>◆ 協働のまちづくり講座 ◆ まちづくり活動発表会 など</p>
③ まちづくりの担い手育成	<p>市民を対象とした講座や、中心的役割を担う人材や活動団体への研修・ワークショップ※4等を通じ、地域を支える人材を育成します。</p> <p>◆ 若者チャレンジ講座 など</p>
④ まちづくり活動団体の支援	<p>自主的に組織した市民の団体が取り組むまちづくり活動を支援します。</p> <p>◆ 市民活動支援事業</p>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
48	市民のまちづくり活動や行政への市民参加が進んでいると感じる市民の割合	36.1%	40.0%
49	市民活動支援事業の活動者数	1,975人	2,800人
50	尾道ボランティアネットワーク加入団体の会員数	1,628人	1,800人

※1 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

※2 まちづくり団体：町内会等の住民自治組織、NPO法人、ボランティア団体、企業等で、地域のために様々な取り組みを行う団体。

※3 パブリックコメント：Public Comment：地域住民から意見を求める政策決定手法。

※4 ワークショップ：学びや創造、問題解決やトレーニングの手法であり、自ら参加・体験する双方向的なもの。

政策
目標 **4**
人と地域が
支え合う
まち

政策
分野 **1**
協働

施策
目標 **2** 地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加などにより、地域コミュニティの組織力や活動の持続力が低下するとともに、地域間の住民意識に格差が生じるなど、地域の課題は多様化しています。

このような状況の中、地域社会を支えてきた町内会などの住民自治組織や市民活動団体等の各種団体の社会的役割は、ますます大きくなっています。これらの団体を中心とした地域における自主的なまちづくりを推進するために、活動の場づくり等を支援する仕組みや、知識・情報を共有する機会を設ける必要があります。

基本方針

- 地域住民の活動拠点となる施設の活用を進めるとともに、まちづくり活動を実践する場の創出を図ります。
- 地域での連帯意識や課題解決に取り組む自治意識の向上を図るため、住民自治組織や各種市民活動団体等の活動を支援します。
- 地域コミュニティにおける組織や機能の強化に必要な知識や情報を収集し、市民が広く共有できる体制づくりを促進します。



協働のまちづくり推進委員会

施策

施策目標 地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている

目標達成のための施策

① 地域活動拠点の形成	コミュニティ活動が活発になるよう、活動場所を確保するための既存の施設の改修や備品の有効活用を促進します。
② 住民自治組織や市民活動団体等の活動支援	町内会などの住民自治組織や各種市民活動団体等がまちづくりを主体的に考え、活動していくための支援を行います。 ◆ 自治組織等活動支援事業 ◆ 市民活動支援事業（再掲）など
③ 情報共有の仕組みづくり	地域活動に必要な情報共有のための仕組みづくりを進めます。

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
51	地域コミュニティが良好に保たれていると感じる市民の割合	35.2%	40.0%
52	市民活動支援事業の補助採択を受けた地縁団体数(累計)	2 団体	10 団体



地域防災講座

政策
目標 **4**
人と地域が
支え合う
まち

政策
分野 **2**
人権

施策
目標 **1**

人権が尊重されている

現状と課題

本市では、すべての人々の人権が尊重され、互いに共存し得る平和で豊かな社会を実現するため、「尾道市人権啓発推進プラン」に基づき、市民や事業者に対して人権啓発に努めてきました。

近年、国際化や情報化の進展、価値観の多様化などにより、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権課題や同和問題、インターネットによる人権侵害に加え、性的マイノリティ(LGBT^{*1})への偏見や差別など新たな人権課題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチ^{*2}として、社会的問題になっています。複雑化する人権課題に対する取組を推進するため、啓発方法や内容を工夫するなど、より効果的な人権啓発が求められています。

また、社会・経済のグローバル^{*3}化が進む中、異文化を理解するとともに、文化の違いを尊重する多文化共生社会^{*4}の形成が求められています。これらのことから、人権尊重社会の早期実現に取り組み、すべての人が幸せに暮らすことができる社会をつくる必要があります。

基本方針

- 人権が共存する人権尊重社会を実現するため、多様な人権問題に対応する効果的な啓発を推進します。
- 誰もが、対等で、尊重され、受け入れられ、それぞれが持つ能力と持ち味を活かし合いながら、地域で共に生きていくため、多文化共生社会に対する理解を促進します。



「いのち・愛・おのみち」人権展・人権講演会

施策

施策目標 人権が尊重されている

目標達成のための施策

<p>① 人権啓発の推進</p>	<p>学校、地域、職場等の様々な場を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、効果的な人権啓発を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「いのち・愛・おのみち」人権啓発推進事業</p> <p>市民が命や人権の大切さを学び、人権尊重の意識が高いまちとなるよう、市民参加型の人権展の開催や各地域で著名な講師による講演会を開催し、市民が参加しやすい啓発事業を推進します。</p> </div>
<p>② 多文化共生社会の推進</p>	<p>国籍や、文化の違いを認め合い、市民と外国人がともに暮らしやすいまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 講座、パネル展等多文化共生社会に関する啓発事業の実施 ◆ 国際交流推進事業（再掲） など

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
53	人権講演会の参加者数	900人 (平成27年度)	1,000人
54	人権が尊重されていると感じている市民の割合	54.1%	60.0%



多文化共生 パネル展

※1 LGBT:女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、性同一性障がいを含む性的違和 (Transgender) の頭文字をとった言葉。
 ※2 ヘイトスピーチ: 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。
 ※3 グローバル: 人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。
 ※4 多文化共生社会: 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。

政策
目標 **4**
人と地域が
支え合う
まち

政策
分野 **2**
人権

施策
目標 **2** **男女がともに認め合い、
支え合う社会が実現している**

現状と課題

男女共同参画社会^{※1}とは、「市民一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会です。

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、尾道市男女共同参画基本計画を策定しており、女性が政策決定の場や指導的立場へ進出するための具体的な支援や、男女がともに安心して暮らせる環境の整備などの事業を展開しています。

男女共同参画社会に関する意識啓発を行うため、セミナーや講演会を開催していますが、参加者は比較的高齢の女性が多く、若年層や男性への啓発に課題があります。参加者の幅を広げるために、啓発方法や内容に工夫が必要です。また、事業者や団体等への情報提供や支援体制を充実させる必要があります。

基本方針

- 性別に関わらず、すべての人が意欲に応じてあらゆる分野で活躍するため、男女共同参画社会の実現に向けた環境整備に努めます。



尾道市男女共同参画推進条例制定記念講演会



男女共同参画かがやき☆セミナー

施策

施策目標 男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している

目標達成のための施策

<p>① 男女共同参画社会の推進</p>	<p>尾道市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて市民、事業所等と一体となって取り組みます。また、平成29年度(2017年度)を初年度とする尾道市男女共同参画基本計画の進行管理を行い、庁内全体で事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性団体等のネットワーク構築事業 ◆ 男女共同参画推進啓発事業
<p>② 女性・高齢者・障害のある人等の活躍の促進(再掲)</p>	
<p>③ 魅力ある働きやすい職場づくりの促進(再掲)</p>	

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
55	審議会等委員の女性の占める割合	23.2%	30.0%
56	男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	42.6%	50.0%



※1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。